

議 事 日 程 (第 6 号)

令和8年3月13日(金曜日) 午後3時05分 開議(本会議)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第 9号 令和8年度遊佐町一般会計予算

議第10号 令和8年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第11号 令和8年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第12号 令和8年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 令和8年度遊佐町水道事業会計予算

議第14号 令和8年度遊佐町下水道事業会計予算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第15号 遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例の設定について

日程第 3 議第16号 一般職の職員等の旅費に関する条例の設定について

日程第 4 議第17号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第18号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第19号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第20号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第21号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第22号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第23号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第12 議第24号 R6災46—5杉沢(3) 農地・農業用施設災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について

日程第13 議第25号 令和6年災第9120号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について

日程第14 議第26号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定について

日程第15 議第27号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第16 議第28号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

日程第 1 7 議第 3 0 号 令和 7 年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転整備）駐車場外構整備工事に係る請負契約の一部変更について

※人事案件の審議及び採決

日程第 1 8 議第 2 9 号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

☆

本日の会議に付した事件

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第 9 号 令和 8 年度遊佐町一般会計予算

議第 1 0 号 令和 8 年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第 1 1 号 令和 8 年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第 1 2 号 令和 8 年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第 1 3 号 令和 8 年度遊佐町水道事業会計予算

議第 1 4 号 令和 8 年度遊佐町下水道事業会計予算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第 1 5 号 遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例の設定について

日程第 3 議第 1 6 号 一般職の職員等の旅費に関する条例の設定について

日程第 4 議第 1 7 号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第 1 8 号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 1 9 号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第 2 0 号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第 2 1 号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第 2 2 号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 0 議第 2 3 号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 1 ※予算審査結果報告及び採決

※発議案件の審議及び採決

追加日程第 1 発議第 2 号 議第 9 号令和 8 年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議について

※事件案件の審議及び採決

- 日程第12 議第24号 R6災46—5杉沢(3) 農地・農業用施設災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について
- 日程第13 議第25号 令和6年災第9120号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について
- 日程第14 議第26号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議第27号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第16 議第28号 白井・金保辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 日程第17 議第30号 令和7年度遊佐パーキングエリアタウン(道の駅移転整備)駐車場外構整備工事に係る請負契約の一部変更について

※人事案件の審議及び採決

- 日程第18 議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	遊	佐	亮	太	君	2番	伊	原	ひ	と	み	君
3番	駒	井	江	美	子	君	4番	今	野	博	義	君
5番	洪	谷		敏	君	6番	本	間	知	広	君	
7番	那	須	正	幸	君	8番	佐	藤	俊	太	郎	君
9番	菅	原	和	幸	君	10番	土	門	治	明	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	高	橋	冠	治	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	松	永	裕	美	君	副	町	長	高	橋	務	君							
総	務	課	長	鳥	海	広	行	君	企	画	課	長	渡	会	和	裕	君			
産	業	課	長	兼	太	田	智	光	君	地	域	生	活	課	長	太	田	英	敦	君
農	委	事	務	局	長															

健康福祉課長	渡部智恵君	町民課長兼 計管理兼者	土門良則君
教育長	土門敦君	教育委員 教育課長	荒木茂君
農業委員会 会長	齋藤勝広君	選挙管理 委員 会長	小林栄一君
代表監査委員	本間康弘君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅原潤 議事係長 船越早苗 主任 伊藤歩美

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時05分）

議長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、条例案件の審議及び採決に入ります。

日程第2、議第15号 遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第15号 遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第16号 一般職の職員等の旅費に関する条例の設定についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第16号 一般職の職員等の旅費に関する条例の設定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第17号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第17号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第18号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例の制定について
の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第18号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例の制定について
の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第19号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第19号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第20号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないので、これにて討論を終了いたします。

これより議第20号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第21号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5番、渋谷敏議員。

5番(渋谷 敏君) 2点ほど質問させていただきます。

まず、本件につきましては、制度上の配置基準を満たすために、みなし支援員を配置するという提案でございまして、内容としましては、一定の知識及び経験を有する者に研修計画も加えた形での設置と認識してございます。

まず1つ目でございますが、支援員とみなし支援員との責任の所在についてでございます。実際に業務を行った際に万一事故が発生した場合、有資格者とみなし支援員、同様の責任を負うのかどうかという点が1点です。

それから、2つ目として、このみなし支援員についての考え方でございますが、あくまで専門職員の正規雇用に対するスポット的な考えなのか、それともこのみなし支援員というのを継続的に行う考えなのか、町の計画について、この2点をお伺いいたします。

議長（高橋冠治君） ただいまの5番、渋谷敏議員の質疑に対して、所管でございますが、認めますので続けてください。

答弁のほう、渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

責任の所在ということでございますけれども、放課後児童支援員とみなし支援員につきましては同等の扱いとなりますが、責任は1人の職員に限定されることはございません。基本的に責任を取るのは運営団体でございまして、事故報告等に記載する内容にみなし支援員が記載されたとしても、みなし支援員が責任を取ることはございません。本制度を設けるに当たりまして、県、そして庄内総合支庁にも確認を取っているところでございますが、事故発生した場合は、今答弁させていただいた内容となっております。

2点目でございますけれども、放課後児童支援員とみなし支援員の関係でございますが、みなし支援員につきましては、あくまでも暫定的な措置として運用を考えているところでございます。クラブが3つとなりまして、放課後児童支援員の個人的な事情で休職、退職などが生じた場合、配置基準が満たされない状況もあり得るということでございます。そうなりますと、運営する場合の補助金等の基準につきましても、現在子ども・子育て交付金におきましては区分、特定区分でございますけれども、補助基準額につきましても常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合と2名未満の場合ではかなりの差が生ずるところでございますので、事業の安定的かつ継続的な運営を図る意味合いでのみなし支援員を設けさせていただきたいという内容でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第22号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第22号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第23号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、予算審査の結果報告及び採決に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第9号 令和8年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算5件について、予算審査特別委員会、渋谷敏委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、渋谷敏委員長、登壇願います。

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

予算審査特別委員会

委員長 渋谷 敏

審 査 結 果 報 告 書

令和8年3月6日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第9号 令和8年度遊佐町一般会計予算

議第10号 令和8年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第11号 令和8年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第12号 令和8年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 令和8年度遊佐町水道事業会計予算

議第14号 令和8年度遊佐町下水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

令和8年度遊佐町一般会計予算ほか、5件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（高橋冠治君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第9号 令和8年度遊佐町一般会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第9号 令和8年度遊佐町一般会計予算について起立により採決をいたしたいと思えます。可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（「4番、動議」の声あり）

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員、何の動議でしょうか。

4 番（今野博義君） 議第9号、令和8年度一般会計予算に対する付帯決議の提案を述べる動議でございます。

議 長（高橋冠治君） ただいまの動議に対し、賛成の方はおりますでしょうか。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） この動議は、会議規則第15条の規定により、1名以上の賛同者がありましたので成立いたします。

資料作成のため、暫時休憩をいたします。

（午後3時23分）

休

憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後3時25分）

議 長（高橋冠治君） 議第9号 令和8年度遊佐町一般会計予算に対しては、4番、今野博義議員ほか1名から、お手元に配付しました発議第2号 議第9号令和8年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議についてが提出されております。

事務局長をして朗読いたさせます。

菅原議会事務局長。

事務局長（菅原 潤君） 付帯決議の案文を朗読。

議 長（高橋冠治君） 菅原議会事務局長朗読のとおり、本日の日程に発議第2号 議第9号令和8年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議についてを追加日程第1として本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 議第9号令和8年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議についてを追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第2号 議第9号令和8年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議についてを議題といたします。

4番、今野博義議員に提案理由の説明を求めます。

4番、今野博義議員、登壇願います。

4 番（今野博義君） 私から令和8年度一般会計予算に対する付帯決議の提案理由を述べさせていただきます。

令和6年7月25日発生の大規模災害から1年半ほどが過ぎ、復旧に向けてはやっと令和8年度において一つの節目を迎えようとしていると感じております。また、来年、令和9年春頃には遊佐町においてのビッグプロジェクト、新道の駅が開業予定と喜ばしい事業とは裏腹に、厳しい財政であることは、これまでの質疑においてもお聞きをしてきたところでございます。今回の令和8年度一般会計予算の審査に当たりましては、率直に申し上げて、物価高騰や人件費高騰を理由とした数々の事業費の増額が多く、策定に当たって非常に苦勞されたであろうことは一定程度は理解いたします。しかしながら、先ほど申し上げました新道の駅整備に係る事業費約30億円強、軒並みの指定管理料の増額、遊佐高校魅力化事業の予算の増額、町単独事業における中学校給食費無償化、地域おこし協力隊の処遇に関する業務委託料の新規事業計上など、厳しい財源と言いながら、事業費の増大が目についた審査でございました。

一方で、膨れる予算をカバーするために、一例としては、ふるさとづくり寄附金に対する予算を計上しながらも、返礼品などの本来確実に発生するであろう事業費は今後の補正予算策定を前提に計上の先送りをするなど、これからの遊佐町の財源を先取りするような予算編成にとてつもない危機感を感じております。当初予算から多額の財政調整基金を繰入れすることで辛うじて予算編成が成り立っているように見えますが、今後の事業費の増額が非常に危惧されます。当初予算は前年対比減としながらも、決算では大幅増額となりかねない状況であると危惧しております。補正予算につきましては、これから定例会、6月、9月、12月ということで、年に数回ございますので、一つの考え方としましては、当初予算に計上しなかった事業は補正予算で組めるであろうという考え方もあるかと思えます。私たち予算の審査につきましては、どうしてもどのような事業費に使われているか、こういったところを審査の中心として見てまいがちですが、私がこれまでこれほどに財政、財源にこだわっている理由を説明させていただきます。

令和7年度、まだ進行途中ではございますが、昨年から3度、補正予算の計上がございます。令和7年6月補正予算、補正予算の総額としましては4億6,736万円。事業につきましてはその時々においてそれぞれの事業がありますので、私が説明を申し上げたいのは財源についてでございます。令和7年6月、予算総額4億6,700万円に対しまして計上されました財源です。1つといたしまして、財政調整基金の繰入れ8,890万円、2つ目といたしまして町債の起債1億6,970万円、続きまして物価高騰対応による定額減税の補足給付金に使用するための交付金、こちらはそれぞれ定額減税でお返しできなかった方へのひもづけの交付金となっております。こちらが9,300万円。道路メンテナンスの補助金1億600万円。これらを総額すると約4億5,700万円となります。

令和7年9月補正予算、総額7億500万円。内訳としましての財源です。決算確定による前年からの繰入金4億7,800万円。繰入金は、実際に使用できるのはこの半額ということで、半分の金額は積立金への積立てということになります。2つ目、町債による起債1億860万円。続きまして、固定資産税の増額4,200万円。こちらにつきましては、7年9月創業のある企業さんの固定資産税確定により計上されたものと理解しております。そのほかに町有資産の売却収入として約1,000万円。財政調整基金の繰入れとして920万円。合計で6億4,800万円ほどになります。

令和7年12月、補正予算の総額9,800万円。財源として財政調整基金の繰入れ3,300万円。企業版ふるさと納税の基金より2,000万円。ここで初めて普通交付税1,380万円の計上がございます。この後、ご存じのとおり、今年1月、物価高騰対応の臨時地方創生交付金ということで2億5,000万円ほどの補正予算が計上

されました。ただ、これはあくまでも物価高騰対応の交付金ということで、現在町でも開催されておりますペイペイのキャッシュレス決済に対しましてのポイント還元、それから今後行われる町民に対しましての商品券の郵送と、こういったものに使われるということになっております。

1つ誤解してしまいがちなのが、例えば交付金、9月に入金になります。例えば特別交付税、12月に入金になります。誤解をしてしまいそうなのが、9月に入金になったものを原資とした財源とした補正予算を組むものではないということをご理解いただきたいというふうに思います。あくまでも今回私たちが審査をしました令和8年度の当初予算におきまして計上しましたもの、見込まれたものが、あくまでも入金のタイミングとして今後入ってくるということになりますので、例えば9月に入金になりました。12月に入金になりました。それらを原資として補正予算を組むことはできないということになります。

私申し上げましたとおり、先ほど、昨年3回、7年6月、7年9月、7年12月の補正予算の財源について説明をいたしました。その中でも財政調整基金の繰入れ、起債による財源、それから前年度決算確定による繰入金、これの半分の金額と、これが、これから先、主に組まれる補正予算の財源という形になります。ここが、やはり補正予算の財源となる財政調整基金、この残高が非常に心もとなくなってきていると。そういったことがございまして、私は今回このような付帯決議を提案させていただきました。町長は現実にはしっかりと現状に向かい合って、優先する事業を取捨選択をしていただきたい。そして、町民にしっかりと示していただきたい。あれもこれもこれも必要な事業で、大事な事業との主張も理解できなくはないです。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、財源、心もとなくなっております。危機感と覚悟を持って、財政規律を守った調整を進めていただきたいと考えます。

最後に申し添えますが、令和8年度一般会計予算の採決に当たりましては、予算全体の否決によって町政の停滞を引き起こすということは私にとっても本意ではございません。ですので、当初の予算に賛成はいたしましたが、今後の予算策定に当たりましては、これまで以上に危機感と責任感を持って、提案のとおり進めていただきたいと申し上げまして、私の提案理由といたします。遊佐町議会議員、今野博義。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） ただいまは4番議員から提案を受けまして、ちょっとお聞きをしたいことがございますので、よろしくお願いいたします。

3点ほど付帯決議の案件あるわけですが、1つ目の、これは恐らく前文に書いてありますふるさと納税の部分のところが大きく引っかかっているのかなというふうに推察をいたしますので、そのときのもう質疑、私の記憶で恐縮ですが、本来であれば課長答弁で、本来であれば委員のおっしゃるとおりにはしなければならないのだということで、執行部のほうでは、私はあの答弁を聞いたときには、いわゆるやらなければいけないのだけれどもこれしかできないというような、そういうニュアンスを受けたわけです。要は何が言いたいかという、予算の編成をするに当たって、8年度についてはということと私としては理解をしたところでありますが、それでも1番の付帯決議を加えたいというところをちょっとお聞きをしたいと思っておりますけれども、執行部ではやらなければいけないのだということは理解をしている上で、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思っております。

議 長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） お答えをいたします。

付帯決議の1番にも書いてございますように、今後の予算策定に当たってはということになります。私先ほど壇上でも申し上げましたが、補正予算の策定に当たりましては、財源といたしましては、起債をするか、財政調整基金の取崩しをするか、いわゆるその2つ、もしくは前年の決算が確定したことによる繰入金、ほぼこの3つの財源しか考えられないということが前提で考えはスタートしております。

今回このように予算に賛成しましたのは、一部理解できないところはないということがあって、予算には賛成をいたしました。ただ、この後、例えばこの後の補正予算で足りないとなれば、ふるさと納税寄附金の返礼品に関しましては、恐らく補正予算で計上という形にはなってくることになる、これは理解しております。ただ、歳入に関しましては、既に今回も上がっておりますので、その部分について再びふるさと納税寄附金の歳入を上げなさいという意味での表現ということでは捉えないでいただければなどというふうにお話をしたいと思います。いわゆる歳入につきまして、確実に歳出が見込まれるものを後づけ後づけで歳入だけを先取りするようなことに関しましては、予算の組み方として検討いただきたいという意味合いで、この1番目につきまして、付帯決議として掲上させていただいたところです。

以上になります。

議 長（高橋冠治君） 6 番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） それでは、2つ目ですけれども、2つ目の町単独の事業はその成果を分析し云々ということで、これも同じような質問になるのですけれども、質疑の中で複数の委員からそういった質疑があったかなと記憶しております。その中で、執行部のほうとしてはやっぱり縮減と、もう一個、選択でしたでしょうか、選択ということで、何回か、今後こういったことに取り組んでいきますよという答弁があったと記憶しております。いろいろ質疑した中で、答弁いただいている中で、あえてこういう付帯決議をするということのところに、私は非常に、ちょっと違和感を覚えるところなのですけれども。議員おっしゃることはもう私も理解をしております。何で当初予算につけられないのかみたいな、私も議員になって何回かそういう疑問がありましたので、そこは理解を十分している上なのですけれども。そこでやっぱりあえてこういうことをやってくれと、そういったご発言いただいたことについては、例えば日頃の活動の中で十分対応できる部分があるかというふうに私自身は感じておりますので、殊さらこのような付帯決議というのもいかなものかなというふうには感じておったのですけれども、ちょっと話戻りますけれども、いろいろ質疑をした中での付帯決議ということでもありますので、そこら辺のご所見あればお願いしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） お答えします。

当初予算の中に、例えば今回ふるさと納税返礼品が満額入らなかったという事情から鑑みましても、歳入、ある程度決まっている歳入になるわけですけれども、そこに歳出が全てはまらなかった、いわゆる歳出が既にもうオーバーしているという中で取捨選択をしていただきたいということでの表現ということで、あえて載せさせていただいたというところがございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

1番、遊佐亮太議員、賛成ですか、反対ですか。

1番（遊佐亮太君） 賛成です。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員、賛成ですか、反対ですか。

6番（本間知広君） 反対です。

議長（高橋冠治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） それでは、反対の討論から行います。

6番、本間知広議員、登壇願います。

6番（本間知広君） それでは、私のほうから、ただいまの発議に関しまして反対の立場で討論したいと思います。

先ほども質疑を行いましたけれども、非常に、まずは非常に財政については厳しいなど、危機感を持って今後臨んでいかなければいけないであろうということは私も十分感じているところです。それで、なおこういうことで付帯決議をしてまで、までと言ったらちょっと語弊がある。いろんな質疑をした中で、こういった部分で付帯決議をしていくということは、ちょっと違和感を覚えるところです。

1つ申し上げたいのは、議会として今後、今後ですよ、今後の予算の編成に当たって、このような条件といいますか、縛りといいますか、そのようなことをしなければ認めませんよと、ある意味、やっていないではないですかというようなことをこのような場で白黒をつけるということに、非常に違和感を覚えております。やはりきちっと、ワンクッションではないですけれども、やり方として、この付帯決議を、この内容を、何とか執行部に伝えようということをしようとしたときに、この方法しかなかったのかということ。もっと、ここで突然ぼんと出して、白黒をつけるようなやり方だけではなくて、もう一つ、もう2つ3つ、いろいろ手段があったのではないかというふうに考えるわけでありまして。

今後、これを議会として認めてしまえば、いわゆる今後の予算編成するに当たっても、いろいろやはり執行部としても考えなければいけないところ、当然考えなければいけないところ、余計なと言ったらあれですけれども、いわゆるこの付帯決議に出ていることというのは質疑の中で、繰り返しになりますけれども、質疑の中で何回も何回も出てきた話。執行部でもやっていきますと、検討していきますということでやり取りをしているはずの内容だと私は認識をしておりますので、なおこれに付随をしてこういうことをしてくださいよということをお願いする方法というのは、やっぱりこの方法しかなかったのかなということで、私はちょっと思っておりますので、こういう予算編成に関わるような大きく影響するようなことをこのような形で決めてしまうということは、いかがなものかなというふうに私は思いますので、議員各位にも本当に冷静な判断をお願いをいたしまして、私の反対討論といたします。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員、登壇願います。

1 番（遊佐亮太君） 付帯決議案に対し賛成の立場で討論いたします。なお、冷静な立場で討論いたしますので、よろしくお願いいたします。

こちらの令和8年度当初予算の内容、予算質疑の中でも申し上げましたが、私は大変危惧しております。2月の中旬でしょうか、議員のほうに予算のほうが開示されました。専決処分、補正予算、当初予算と、それぞれ拝見してまいりました。その際から、この財政の組み方は非常に危ういというふうに危惧しておりますし、先週から始まりました本定例会におきましても、専決処分、補正予算、当初予算と、あるいは一般質問の中でも、段階を踏んで私のほうでは質疑をさせていただきました。その上で、なお一層、このような付帯決議、これが必要であろうというふうに判断しておりますので、ご注意ください。

本当初予算、基金からの繰入れが大きく、とりわけ災害等の非常時に備えるべき財政調整基金を大きく圧迫しております。これは、将来の町民に対する安心、安全、そして健康福祉を支える力を先食いするものであり、本来求められるべき節度ある財政規律から外れつつある状況ではないかと受け止めております。もっとも、当初予算そのものを否決することは町民生活に必要な行政サービスの執行に支障を来すおそれがあり、適切ではないというふうに判断しております。また、個別の事業については、それぞれ必要性や効果をさらに丁寧に吟味していく必要がありますが、今回とりわけ問題と感ずるのは、個別事業の是非以前に、予算編成全体の考え方であります。本来、首長にはどのような施政方針の下でどのような財政運営を行うのか、その大きな方向性を明確に示す責任があります。必要な施策を進めることは当然重要であります。同時に、将来にわたって持続可能な財政運営を両立させる視点が不可欠であります。時には、優先順位を明確にし、厳しい判断を行うことも、また首長の責任であるというふうに考えております。また、交付金によって財源が確保されている事業であったとしても、その必要性や効果に疑問が生じるのであれば、延期や見直し、場合によっては中止も含めて検討すべきと考えます。限られた財源と人員の中で、選択と集中は避けて通れません。遊佐町の現状と真摯に向き合い、何を優先して取り組むべきか、改めて見直していただきたい。よって、私は本決議案の趣旨に賛同し、賛成することを申し上げて討論といたします。

以上です。

議長（高橋冠治君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより発議第2号 議第9号令和8年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋冠治君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議第10号 令和8年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について起立により採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決する

に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議第11号 令和8年度遊佐町介護保険特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第11号 令和8年度遊佐町介護保険特別会計について起立により採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号 令和8年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第12号 令和8年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について起立により採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号 令和8年度遊佐町水道事業会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第13号 令和8年度遊佐町水道事業会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号 令和8年度遊佐町下水道事業会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第14号 令和8年度遊佐町下水道事業会計予算について起立により採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決に入ります。

日程第12、議第24号 R6 災46—5 杉沢(3) 農地・農業用施設災害復旧工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第24号 R6 災46—5 杉沢(3) 農地・農業用施設災害復旧工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第25号 令和6年災第9120号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第25号 令和6年災第9120号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第26号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番、本間知広議員の退席を求めます。

（本間知広議員 退席）

議 長（高橋冠治君） 直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

6番、本間知広議員の除斥を解きます。

（本間知広議員 入場）

議 長（高橋冠治君） 日程第15、議第27号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第28号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第28号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第30号 令和7年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転整備）駐車場外構整備工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第30号 令和7年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転整備）駐車場外構整備工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議及び採決を行います。

日程第18、議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町長（松永裕美君） 議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、遊佐町固定資産評価審査委員会委員として阿部勝志氏を適任者として認め、選任するため提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

全員協議会が終了するまで本会議を暫時休憩いたします。

(午後4時13分)

休

憩

議長(高橋冠治君) 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午後4時20分)

議長(高橋冠治君) 日程第18、議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第585回遊佐町議会3月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後4時21分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和8年3月13日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 洪 谷 敏

遊佐町議会議員 本 間 知 広